

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

ケアホームなかそね 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社メディカルケアが開設するケアホームなかそね（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護従事者（以下「従事者」という）が、要支援者・要介護者（以下「要介護者等」という）であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従事者は、要介護者等であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称および所在地は、次のとおりとする。

- ・ 名称 ケアホームなかそね
- ・ 所在地 富山県高岡市中曽根2374

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 従事者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- ・ 代表者 1名
代表者は、事業所を代表する。
- ・ 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- ・ 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- ・ 介護従事者 適正人員
従事者は、介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護」という）を提供する。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、9名とする。

(提供方法及び共同生活介護の内容)

第6条 介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案したうえで介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少および認知症の進行を緩和するよう努める。
- 3 サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者および家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き身体的拘束は行わない。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割及び2割の支払いを受けるものとする。また、2割負担のうち特に所得の高い方は3割の額とする。法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

※尚、費用項目並びに負担額については、別に定める「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書」に記載する。

- 2 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い利用者またはその家族の同意を得る。
- 3 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者またはその家族に説明をし同意を得たものにかぎり徴収する。
- 4 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(施設利用及び入退居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者および家族に対し説明を行う。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

- ・ 防火責任者、火元責任者には事業所管理者を充てる。

- ・ 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- ・ 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。
- ・ 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- ・ 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- ・ 防火責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
避難訓練 年2回（消火、通報、避難）
- ・ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 4 事業所において、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的（1回/年）に実施すること。
- 5 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営に関する留意事項）

第11条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1月以内
- ② 継続研修 経験に応じ、随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社メディカルケアと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。(利用料金変更)

この規定は、平成31年4月1日から施行する。(利用料金変更)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。(虐待防止のための措置に関する事項追記)